



2024年7月4日

各 位

会社名 株式会社ダイセル
代表者名 代表取締役社長 小河 義美
(コード番号 4202 東証 プライム市場)
問合せ先 執行役員
事業支援本部副本部長（兼）
事業支援本部 I R 広報グループ
リーダー 廣川 正彦
(TEL 03-6711-8121)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年7月4日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年8月2日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 150,624 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 1,548.5 円
(4) 処 分 総 額	233,241,264 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（社外取締役を除く。） 5 名 43,906 株 当社の取締役を兼務しない執行役員 17 名 66,174 株 当社の役員待遇理事 6 名 11,616 株 当社の子会社の取締役を兼務しない執行役員 8 名 28,928 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、当社の中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）、取締役を兼務しない執行役員及び役員待遇理事を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、2024年5月9日開催の取締役会において、当社の子会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役、当社の取締役を兼務しない執行役員（エグゼクティブフェローを含む。以下同じ。）及

び役員待遇理事並びに当社の子会社の取締役を兼務しない執行役員を総称して「対象取締役等」といいます。)に対しても、本制度と同様の制度を導入することを決議し、2024年6月21日開催の第158定時株主総会において、対象取締役の譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件について、「当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、役員待遇理事、相談役、顧問または参与その他これらに準ずる地位」から「当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社又は当社の子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。

また、本制度により当社が対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年12万5千株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定することといたします。

以上を踏まえ、対象取締役等に対して、社外取締役が過半数を占め、委員長を社外取締役が務める役員人事・報酬委員会の答申を得たうえで、本制度の目的、対象取締役等の職責等を勘案し、金銭報酬債権を合計233,241,264円、普通株式150,624株を付与し、譲渡制限期間を30年と設定いたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等36名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下、「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2024年8月2日～2054年8月1日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、役員待遇理事、相談役、顧問(非常勤を含む。ただし、名誉顧問は除く。以下同じ。)又は参与(非常勤を含む。)のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、本割当株式の譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限の解除対象となる株式数

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。なお、1ヶ月未満の場合は暦日で15日以上を1ヶ月とみなす。

(4) 無償取得事由

対象取締役等が譲渡制限期間満了前に、上記(2)記載の地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第159期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年7月3日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,548.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上